

グローバル3資産ファンド

愛称：ワンプレートランチ



第186期決算および分配金のお支払いについて

平素は「グローバル3資産ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。当ファンドは、第186期決算（2021年3月22日）において分配金の引下げを決定しました。つきましては、分配金引下げの理由について、今後の市場見通し等と併せてご報告いたします。

分配実績（1万口当たり、税引前）

- 当ファンドは、継続的な分配を目指しており、第79期決算（2012年4月20日）以降は、每期20円の分配を継続してきました。
- 当期の分配金額は、基準価額水準や市況動向等を勘案した結果、今後も継続的に分配を行うことを目指し、10円に引き下げることとしました。分配金お支払い後の基準価額は6,486円となりました。

決算期	第1～183期	第184期	第185期	第186期	設定来累計 (2021年3月22日まで)
	-	2021年1月	2021年2月	2021年3月	
分配金 (対前期末基準価額比率)	6,750円 (67.5%)	20円 (0.3%)	20円 (0.3%)	10円 (0.2%)	6,800円 (68.0%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	50.5%	2.5%	2.6%	2.9%	62.8%

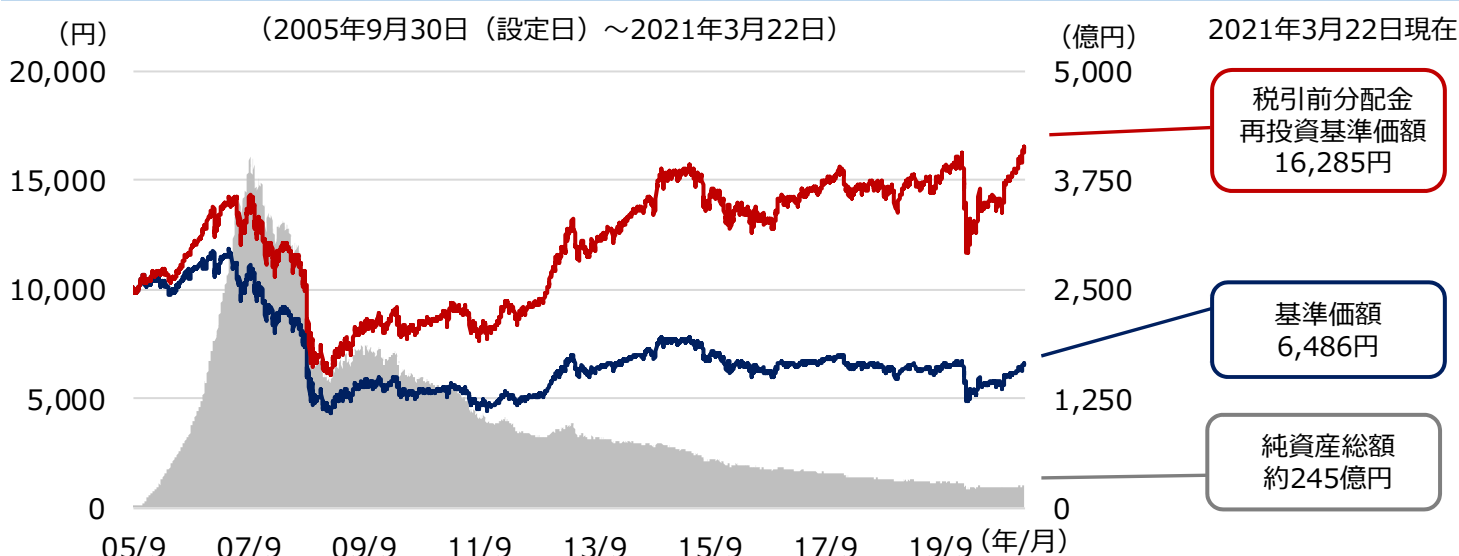
(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～183期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。第1～183期の欄は、設定日から第183期末までの騰落率です。

分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

基準価額と純資産総額の推移



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

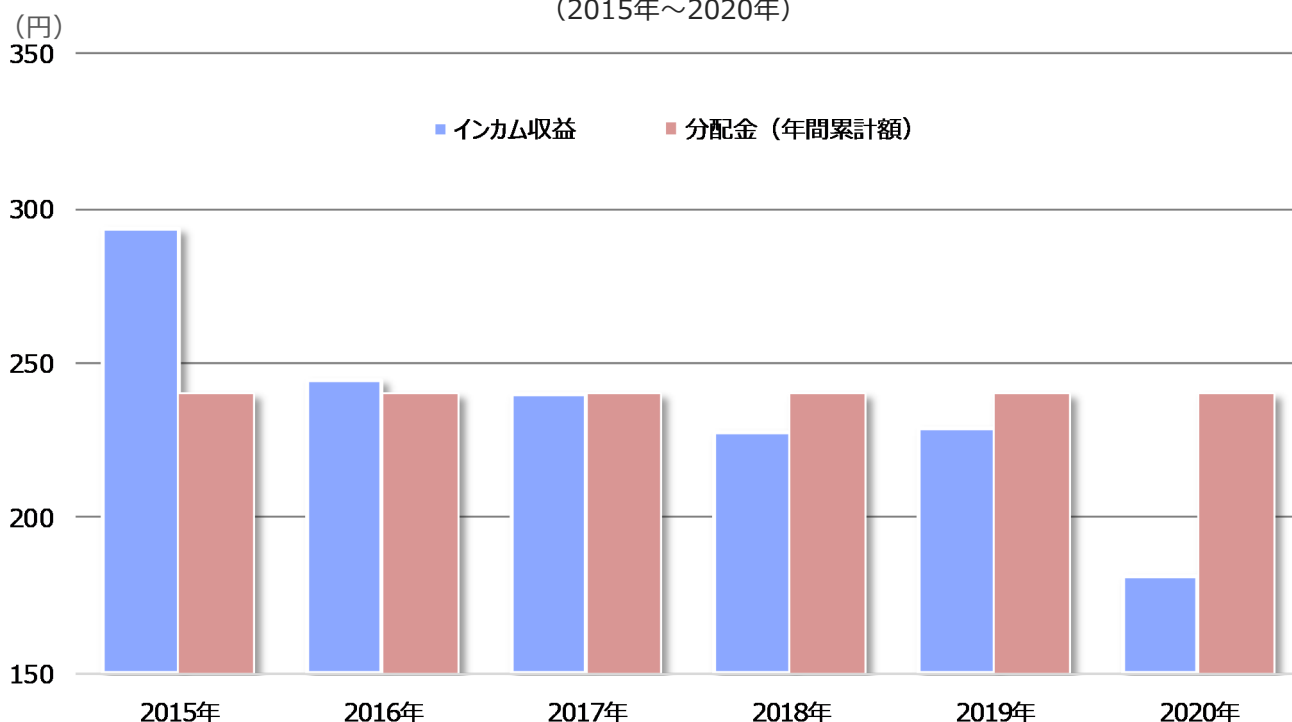
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは5ページをご覧ください。

インカム収益の減少を考慮し分配金の引下げを決定

- 世界的な金融緩和などの影響から、当ファンドのインカム収益は減少しており、2017年以降は分配金の支払額を下回っています。
- 当期決算では、**今後も継続的に分配を行うことを目指し**、分配金を前期の20円から10円に引き下げることにしました。

＜当ファンドのインカム収益と分配金の推移＞
(2015年～2020年)



(注) インカム収益は基準価額の変動額を要因分解して算出したもので、概算値です。分配金は1万口当たり、税引前です。

今後の市場見通し

- 株式市場は、日米ともに高値警戒感などから上値の重い展開となる可能性があります。米国長期金利の上昇が落ち着けば、新型コロナウイルスワクチンの普及やバイデン政権の大型景気対策の実現が視野に入り始めることなどから、**概ね堅調な推移が見込まれます**。
- 米国の10年国債利回りは徐々にレンジを切り上げる動きを想定します。FRB（米連邦準備制度理事会）は実質金利の急上昇を回避するように政策運営を行うとみられ、**しばらくは一進一退の状態が継続**することが見込まれます。欧州および日本の10年国債利回りについては、**低水準での推移が続く**とみられます。
- グローバルリート市場は、米国の景気回復などを背景に、**中長期的に堅調な推移を予想**します。

※上記は過去の実績および当資料作成時点の見通しであり、将来の運用成果および市場環境の変動を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

ファンドの特色

1. 世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）の3つの異なる資産に分散投資を行い、配当等収益の確保と信託財産の安定した成長を目指します。
 - 各資産は、好利回りに着目して運用します。
 - 実際の運用は、マザーファンドへの投資を通じて行います。
 2. 債券、株式、リートへの投資割合は、1：1：1を基本とします。
 3. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
 4. 毎月決算（原則として毎月20日、休業日の場合は翌営業日）を行い、分配方針に基づき分配を行います。
 - 原則として安定した分配を目指します。
 - 分配金額は、委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。
 ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 ※「安定した分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額的水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

■ 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

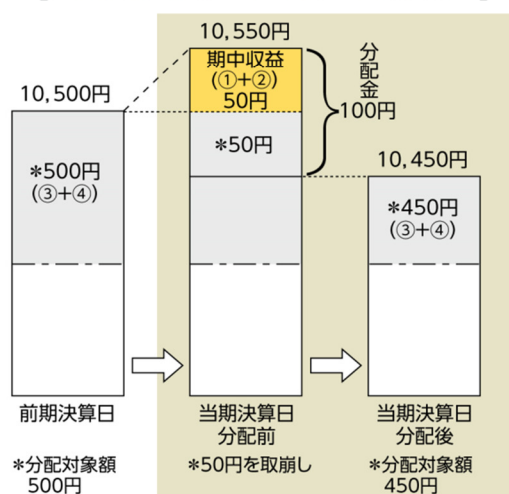
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



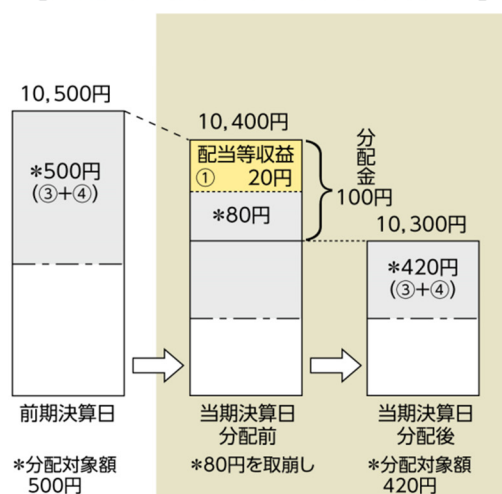
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]



[前期決算日から基準価額が下落した場合]

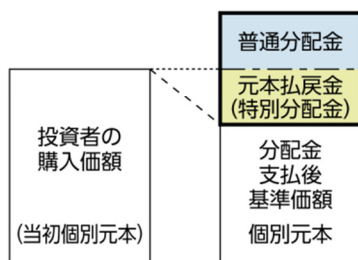


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

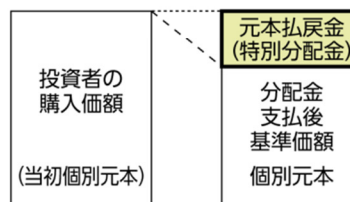
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限（2005年9月30日設定）

決算日

毎月20日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に**3.30%（税抜き3.00%）**を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.25%**を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に**年1.54%（税抜き1.40%）**の率を乗じた額です。
 - その他の費用・手数料
ファンドが組み入れるリートの銘柄は将来にわたって固定されているものではなく、ファンドの投資者が間接的に支払う費用として、これらリートの資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等の上限額または予定額を表示することはできません。
また、以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。
- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第6号	○		○			
池田泉州ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第370号	○					
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○		○	○		
SMBＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
ＦＦＧ証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第5号	○					※1
ＯＫＢ証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第191号	○					
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3198号	○					
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	○					
十六ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第188号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
西日本シティＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第75号	○					
浜銀ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○					
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第20号	○					※1
ほくほくＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第24号	○					
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長（金商）第1号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○		
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第172号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
ワイム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○					
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第8号	○			○		※1
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	○			○		※2 ※1
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第6号	○					
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第3号	○			○		
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第7号	○			○		
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第14号	○					※1
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○					
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○			○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	○					
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○			○		
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第3号	○					※2
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○		
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○					※1
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第47号	○			○		
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第63号	○					
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○					
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○					
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○			○		
株式会社北洋銀行（仲介）	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○			○		※3
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○			○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○					※1
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第41号	○					
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第52号	○					

備考欄について

※1：新規の募集はお取り扱いしていません。※2：ネット専用 ※3：委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>
投資顧問会社	<p>マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。</p> <p>BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.</p>

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2021年3月22日